

鹿児島県広域物流安定化支援事業 F A Q

令和6年6月30日

No.		問	答
1	制度の趣旨	本事業の目的は。	2024年問題に対応し、安定的な物流の確保に向け、トラック運送事業者等が行う物流の効率化に資する恒常的な取組に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものです。
2	制度の趣旨	支援金の交付額は。	支援対象経費にかかる経費の2分の1 ただし、1事業者あたりの支援額の上限は100万円となります。よって対象経費が200万円を超える場合は100万円の支援となります。
3	支援対象	長距離輸送の定義は	本事業は本年4月からのトラック運転手の時間外労働の上限規制等により、物流が滞らないよう荷待ち・荷役作業の解消等物流の効率化に資する取り組みを支援するものです。 国のデータ等から長距離輸送は500Km以上の移動距離を目安としております。
4	支援対象	運送事業者－荷主間の共有の台車とはどのようなものか	納品時に使用する台車を出荷時から統一することで積み替え作業がなくなり、トラックドライバーの負担軽減となったケースもあります。荷役作業の軽減につながるものであれば台車の形態は特に決まりはありません。
5	支援対象	パレット類はレンタルではだめか	本事業は、恒常的な効果のある取組を支援することとしており、レンタルに対する支援は次年度以降も費用が発生することから対象外になります。
6	支援対象	パレット類の規格は決まっているのか	パレットの規格については特に定めておりません。
7	その他	支援金の申請方法は。	原則、各事業者につき1回の申請となります。申請様式等については、案内文や県ホームページをご確認ください。
8	その他	支援金の支払いまでの期間は。	交付確定通知後、請求書が提出されてから2～3週間程度を見込んでいます。 (書類不備や記載ミス等がないことが条件)